

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 6月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0137 号
工事（委託業務）名	トンネル点検業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
<p>1. 「現地点検作業」において設計書に計上されていない新技術を積極的に利用した場合には、別途協議の上で設計変更の対象になるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 本業務の対象トンネル定期点検結果等のデータを「全国道路施設点検データベース（トンネル）」に登録する必要はございますか。 また、登録の必要がある場合、管理運営団体に支払う登録料については、別途協議の上で設計変更の対象になるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 本業務の設計業務費（調査・計画業務費）における「旅費交通費」については、「福島県設計業務等標準積算基準（R5.10.1）（R6.4.1一部改正）」の参1-2-3「1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算」に記載されている通り、「（1）旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）」の「調査、計画業務（直接人件費の1.49%）」の算定式により算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。 もし異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。</p> <p>4. 「状態の把握（点検）道路トンネル定期点検業務（2回目以降）ひび割れ密度 $0 \leq C \leq 0.1$」における「投光機材の経費等（直接人件費の3%）」につきましては、「旅費交通費」、「電子成果物作成費」、「その他原価」、「一般管理費等」の計算対象外で積算するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 「トンネル点検車運転」の内、「トラック架装・伸縮ブームプラットフォーム型 作業床高9.9m」②高所作業車における1日当たりの適用単価、若しくは適用単価の算出方法をご教示願います。</p>	

回 答 事 項

1. 入札時の評価テーマで提案された新技術については、設計変更の対象になりません。現地の状況等により新技術による点検作業が追加で必要となった場合は、土木設計業務等共通仕様書第1111条3項に基づき、協議の対象とします。
2. 「全国道路施設点検データベース（トンネル）」への登録については、発注者が行います。
3. 旅費交通費については、設計業務の率（0.63%）により積算しています。
4. 「投光機材の経費等（直接人件費の3%）」については、「一般管理費」の計算対象となります。「旅費交通費」、「電子成果物作成費」、「その他原価」については、直接人件費を率対象額としているため、計算対象外となります。
5. 高所作業車については、県単価(K2720)により積算しています。

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 6月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0137 号
工事（委託業務）名	トンネル点検業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
<p>1. 施工第 0-0012 号表 トンネル点検車運転 高所作業車についてお伺いします。 単価は物価資料の何月号を採用されているでしょうか。</p> <p>2. 旅費交通費の率についてお伺いします。 設計業務の率（0.63%）又は調査・計画業務の率（1.49%）のどちらになるでしょうか。</p> <p>3. 安全施設費についてお伺いします。 交通規制を行う場合の安全施設費が必要となった場合、変更協議の対象となるでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 高所作業車については、県単価(K2720)により積算しています。</p> <p>2. 旅費交通費については、設計業務の率（0.63%）により積算しています。</p> <p>3. 交通規制を行うにあたり、一般交通に支障のないよう安全施設が必要となる場合は、土木設計業務等共通仕様書第1111条3項に基づき、協議の対象とします。</p>	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 6月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0137 号
工事（委託業務）名	トンネル点検業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
<p>1. 端数処理について質問いたします。「状態の把握（点検）」の直接人件費および「トンネル点検車経費等」をm²に換算するに当たり、1円未満の端数処理は切り上げ処理、切り捨て処理のどちらでお考えでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 単価採用年月日について質問いたします。燃料費、点検車の単価採用年月日は入札月である令和6年7月の単価を採用しているお考えでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3. 点検要領について質問いたします。特記仕様書第1条に、道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局、平成31年3月）をもとに実施すると記載されていますが、同要領は、令和6年3月に改定されています。どちらを適用するのか、ご教示願います。</p> <p>4. 様式について質問いたします。点検調書の様式は、特記仕様書第7条(1)に、様式A-1、様式A-2、様式B-a(a)と記載されております様式と「道路トンネル定期点検要領」（国土交通省道路局、令和6年3月）に準拠した、様式1、様式2、様式3とする様式、どちらでお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 福島県設計業務等標準積算基準（参1-1-1）「2-2 端数処理等の方法」に記載の通り、1円未満は切り捨てとしています。</p> <p>2. 単価採用年月日については、「総括情報表」に記載のとおり、「R6.5.1」時点の単価を適用しております。</p> <p>3. 道路トンネル定期点検要領（国土交通省道路局、令和6年3月）を適用願います。なお、特記仕様書第1条の記載については、誤りでしたので訂正します。詳細については、閲覧図書のkinnuk2.pdfをご確認ください。</p> <p>4. 「道路トンネル定期点検要領」（国土交通省道路局、令和6年3月）に準拠した、様式1、様式2、様式3を適用願います。なお、特記仕様書第7条の記載については、誤りでしたので訂正します。詳細については、閲覧図書のkinnuk2.pdfをご確認ください。</p>	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 6月21日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0137 号
工事（委託業務）名	トンネル点検業務委託（道維・維補）
質 問 事 項	
<p>1. 施工 第0012号表のトンネル点検車運転の高所作業車について、プラットフォーム型・作業床高9.9mとありますが、建設物価の「幅広デッキ・ブーム型8~9.9m」と積算資料の「伸縮ブーム・プラットフォーム型8~10m未満」の市場単価を用いて算出されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 施工 第0012号表のトンネル点検車運転の高所作業車について、本単価は長期割引（35%割引）を適用しておりますでしょうか。また端数処理については、設計資材単価等決定基準に基づいてされていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 旅費交通費について、率計上の区分は「土木設計業務」で直接人件費の0.63%と考えてよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 高所作業車については、県単価(K2720)により積算しています。</p> <p>2. 高所作業車の県単価(K2720)については、長期割引（35%割引）を適用しております。また、端数処理については、令和6年度土木・建築関係事業単価表参考資料の設計資材単価等決定基準に基づき行っております。</p> <p>3. 貴社ご理解のとおりです。</p>	